

「広報かたの」市民のひろば掲載の手引き

「広報かたの」の「市民のひろば」コーナーは、市内で活動する団体の会員募集や、主催する催しを掲載することで市民の自主的な活動を支援することを目的に運営しています。

掲載申込をする際は、この手引きをよく読み、記載内容を理解及び同意の上でお申し込みください。

掲載申込ができる団体

掲載申込をするためには、団体として次の全てを満たす必要があります。

- ① 交野市内で活動する団体
- ② 5人以上が在席する団体
- ③ 会員の過半数が交野市在住・在勤・在学者で構成されている団体
- ④ 主な活動場所に交野市内の公共的施設を利用している団体

掲載申込ができない団体

前項の要件を満たしている場合でも、次のいずれかに該当する団体は、掲載申込ができません。

- ① 政治・宗教に関係のある団体
- ② 営利を目的とする団体(月謝の形態(※)の教室等を含む)
※先生や指導者自身が運営し、会員から直接会費や謝礼を得る形態。
- ③ その他、公序良俗に反する等、「広報かたの」への掲載が適切でないと認められる団体

掲載できない内容

次のいずれかに該当する内容は、掲載できません。

- ① 開催場所に公共的施設を利用していないもの
※交野市内の観光名所や文化財を巡る屋外の催しは掲載可とします。
- ② 申込団体の主催でないもの。
- ③ 催しの開催日が、発行日(毎月1日)から3日以内のもの
- ④ 不特定多数の市民を対象としていないもの(同窓会や会員対象の催し等)
- ⑤ 政治・宗教・営利に関するものや、公序良俗に反するもの(誤解される内容や、誘導性のある体験会や相談会等を含む)
- ⑥ 男女の出会いを目的とするものや、占い、運勢判断等に該当するもの
- ⑦ その他、「広報かたの」への掲載が適切でないと認められるもの

申込締切日

掲載依頼の締切日は、発行月の前々月の末日です。締切日が交野市役所の休業日にあたる場合は、その前開庁日が締切日となります。締切日を過ぎた掲載依頼は受付できません。

(例1)8月号の締切日は6月30日

申込方法

掲載申込書を広報担当窓口まで持参いただくか、掲載申込フォームから申込

<https://logoform.jp/form/gwvT/695394>



掲載にあたっての注意事項

- ・ 会員募集の掲載は、4か月に1回とします。掲載後3か月間は掲載できません。
(例)4月号に掲載した場合、次回掲載可能な広報紙は8月号となります。
- ・ 掲載内容は「広報かたの」の掲載ルールに基づき、表記や掲載文字数等を調整します。
- ・ 「広報かたの」は、人名や難読の単語にふりがなをつけています。掲載申込の際は、人名・難読単語に必ずふりがなをつけてください。
- ・ 掲載記事の校正は行いません。申込後に修正がある場合は、広報担当までご連絡ください。
ただし、広報作成スケジュールによっては修正が不可能な場合があります。
- ・ 申込内容に不明点等がある場合は、メールまたは電話で確認を行います。確認日から3日を経過しても回答が無い場合は掲載できません。
※確認はメールを優先し、確認日は、メール送信日または電話発信日とします。
- ・ 各種要件の確認のため、聞き取りや規約、会員名簿、活動記録、収支報告等の書類を求められることがあります。この場合、聞き取りや書類提出等により要件確認ができるまで、掲載はできません。
- ・ 掲載した内容に関する市民からの問い合わせや参加者への対応は、責任と誠意をもって対応してください。
- ・ 申込に虚偽や不正が判明した場合は、以後同一団体からの申込は受け付けません。

その他

- ・ 各種要件確認のため、会場となる公共施設に予約状況等の調査を行う場合があります。掲載申込時の本手引きに同意をもって、この調査にも同意したと見なします。
- ・ 申込多数により全件の掲載が難しい場合は、次の順番に沿って掲載をしない場合があります。
 - ①同一団体から、2件以上の掲載申込
 - ②市外で行われる催し等の掲載申込
 - ③その他の掲載申込

問い合わせ 交野市情報マーケティング課広報担当

交野市私部 1-1-1 交野市役所 2階

TEL:072-892-0121

email:kouhou@city.katano.osaka.jp